

2023 年 10 月

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会報告書（案）

1	北の丸公園の現状と課題	1
	（１）公園の現状	1
	（２）エリア別の課題	7
2	北の丸公園の利用の在り方	9
	（１）利用の方向等に関する検討経緯	9
	（２）森林公園の考え方	10
	（３）利用の基本方向	11
	（４）公園全体の利用の在り方	12
	（５）エリアごとの利活用の方向	15
3	北の丸公園の利活用の考え方	17
	（１）利活用の活性化	17
	（２）施設の整備・配置	19

1 北の丸公園の現状と課題

(1) 公園の現状

【北の丸公園の経緯】

- ・江戸時代に造成された江戸城北の丸が公園の原型であり、この時、清水門、田安門、牛ヶ淵等の現在まで残る歴史資源もつくられた。
- ・明治時代、現在の公園敷地に近衛師団の兵營地が置かれたが、終戦後に解体された。
- ・昭和 22 年 (1947)、後に北の丸公園が編入する国民公園「皇居外苑」が一般開放された。
- ・昭和 32 年 (1957)、北の丸公園、皇居東御苑、日比谷公園等の皇居を囲む公園が「東京都市計画公園第 1 号中央公園」に指定された。
- ・昭和 39 年 (1964) 以降、閣議了解において、日本武道館、科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館、旧近衛師団指令部庁舎（現東京国立近代美術館分室）は公園内に設置することができるものとされた。以降、吉田茂元内閣総理大臣銅像、気象庁観測施設も含むものとされた。
- ・昭和 44 年 (1969)、「皇居並びにその周辺の景観と連繋を図る、清楚かつ品位ある樹木の多い公園」を基本的構想とし、北の丸公園が森林公園として開園した。
- ・開園以降、昭和 57 年 (1982) に、森林公園としての質的な充実を目指して植栽整備を中心とした再整備が行われ、現在は都心において貴重な緑地空間として、皇居からつながる樹林を形成している。

【自然環境・景観の現状】

- ・開園から 50 年以上経過し、現在、外周部では、クスノキ、マテバシイ等から成る常緑広葉樹林が皇居から連続した緑地を形成しており、内部は、カツラ、ケヤキ等から成る落葉広葉樹林や草地、池に、ヤマガラ等の鳥類や、トンボ、バッタ等の昆虫類等の多様な生物が生息している（図 1）。また公園西側にはソメイヨシノ、ヤマザクラ、サトザクラ等約 300 本の桜が生育し千鳥ヶ淵周辺の景観を構成している。

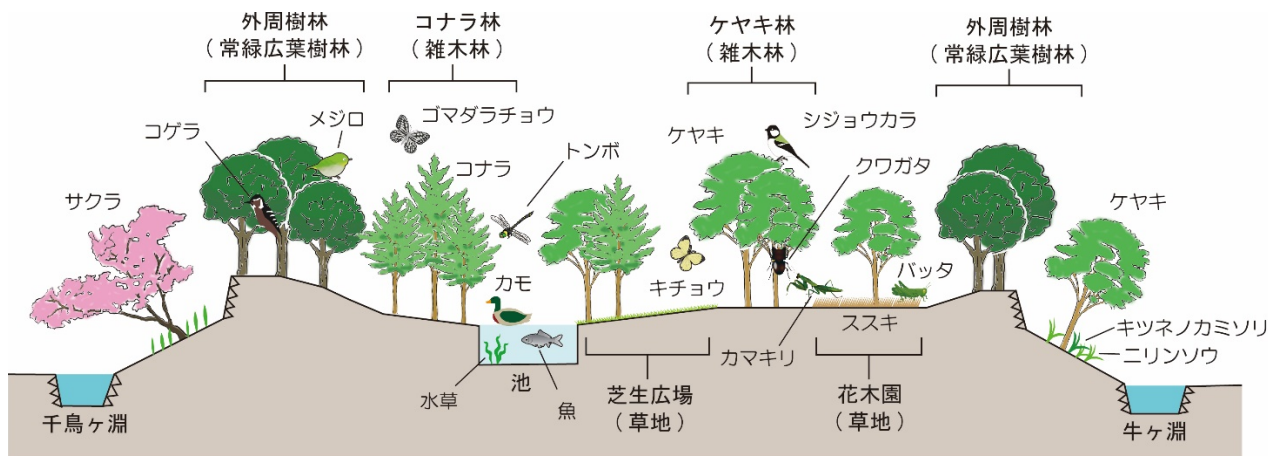


図 1：北の丸公園の自然環境の現状 断面模式図

- ・現在は江戸城築城時から残る公園周辺を取り囲む濠と一体となった自然環境が形成されており、千代田区緑の基本計画（令和 3 年（2021）、千代田区）では、保全を図るべき緑の大骨格の一部と位置づけられ、ちよだ生物多様性推進プラン（平成 25 年（2013）、千代田区）では「より多くの人々が豊かな自然に親しむ場としての利用を目指す」ものとされている。

- ・北の丸公園は、公園の外と中でそれぞれ特徴的な景観を形成している。公園外からは、皇居の吹上御苑や皇居東御苑の森と一体となった樹林景観と、江戸城築城の歴史を現在に伝える濠、石垣、土塁や門等の遺構による歴史的景観が形成されている。公園内には成長した樹林が形成され、草地や芝生、滝や池、流れなど、様々なタイプの緑地景観が分布している。

また流動的な大屋根を有する日本武道館は、公園を特徴づけるランドマークとなっている。

【施設等の現状】

- ・公園内の施設としては、昭和 44 年（1969）の開園時やその後の再整備時に設置され、主に環境省が維持管理する基幹施設¹や、昭和 39 年（1964）以降の閣議了解において設置できるものとされた日本武道館等の文化施設²により構成されている。
- ・公園内の歴史資源として、江戸時代や明治時代につくられた構造物、建造物がある。田安門、清水門は公園北部の入口として利用され、旧近衛師団司令部庁舎（現東京国立近代美術館分室）は公園南部の入口付近に位置しており、これらは国の重要文化財に指定されている。公園の外周部の濠と土塁部分は国の特別史跡（江戸城跡）に指定されている。
- ・公園内の基幹施設、文化施設の多くは建設後約 50 年を経過して老朽化し、利用者にとっては快適性や魅力発信が不足する要因にもなっている。文化施設については耐震対応も課題である。
- ・また、標識の多言語化等が追いつかず、外国人利用者に対応したものとなっていない。
- ・北の丸公園は、地域において、地震発生直後の一時的な退避場所「区指定災害時退避場所」、及び「災害時のヘリコプター発着可能地点」に設定されており、非常災害時等、防災面の機能発揮が求められている。施設の整備等に際しては、災害対応等にも配慮が必要とされる。

【利用の現状】

- ・利用者数は、平成 25 年度（2013）以降年間 300 万人程度である。令和元年度以降新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少し、令和 2 年度（2020）には 100 万人を下回ったが、令和 3 年度（2021）以降は回復傾向となっている（図 2）。
- ・利用者の目的は、文化施設のイベントへの参加、千鳥ヶ淵等の桜や皇居東御苑・皇居乾通り一般公開等の紅葉の見物、散策等であり、特に文化施設や当該施設におけるイベントを目的とする利用が多く、北の丸公園の自然や歴史、文化、景観等は十分に利活用されていないのが現状である。
- ・利用者の行動範囲は、特定の施設や一部の場所に限定されている傾向があり、北の丸公園とその周辺の魅力が十分に伝えられていない。
- ・なお、春の桜の開花期など特定の時期の混雑や、公園の周辺の動向や災害発生時の避難場所となること等を考慮することも不可欠である。
- ・北の丸公園の情報発信・広報活動については、北の丸休憩所の解説板に展示されているほか、公園の管理受託者である国民公園協会等によって、リーフレット・チラシ、HP、解説板（展示）等を用いて行われている。
- ・また、国民公園協会では、北の丸公園や東御苑を含む皇居外苑全体の多言語版散策アプリ（日本語・英語）を提供しているほか、ガイドボランティアによる北の丸公園を含む皇居周辺のガイド

1 公園の運営・維持管理を行うための基幹施設のうち、ここでは来園者が利用する休憩所・ベンチ・標識等の施設を指す。

2 閣議了解で公園内に設置できるものとされた日本武道館、科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館分室（旧近衛師団司令部庁舎、旧工芸館）等を指す。

ツアーを開催しており、北の丸公園では、歴史や自然を紹介するツアーを実施している（新型コロナウイルス感染拡大以降は未実施）。

- 文化施設は個々での運営が基本で、公園外の他の博物館・美術館や周辺地域との連携は必ずしも十分ではない。より多くの多様な利用者の興味を引き、関連施設・地域が一体となって利用者を増加させるような活動はあまり行われてこなかった。
- 閣議了解や管理規則³、その他の慣習によって、公園への施設設置や利活用は抑制的に扱われてきており、多様なニーズに対応できていない。

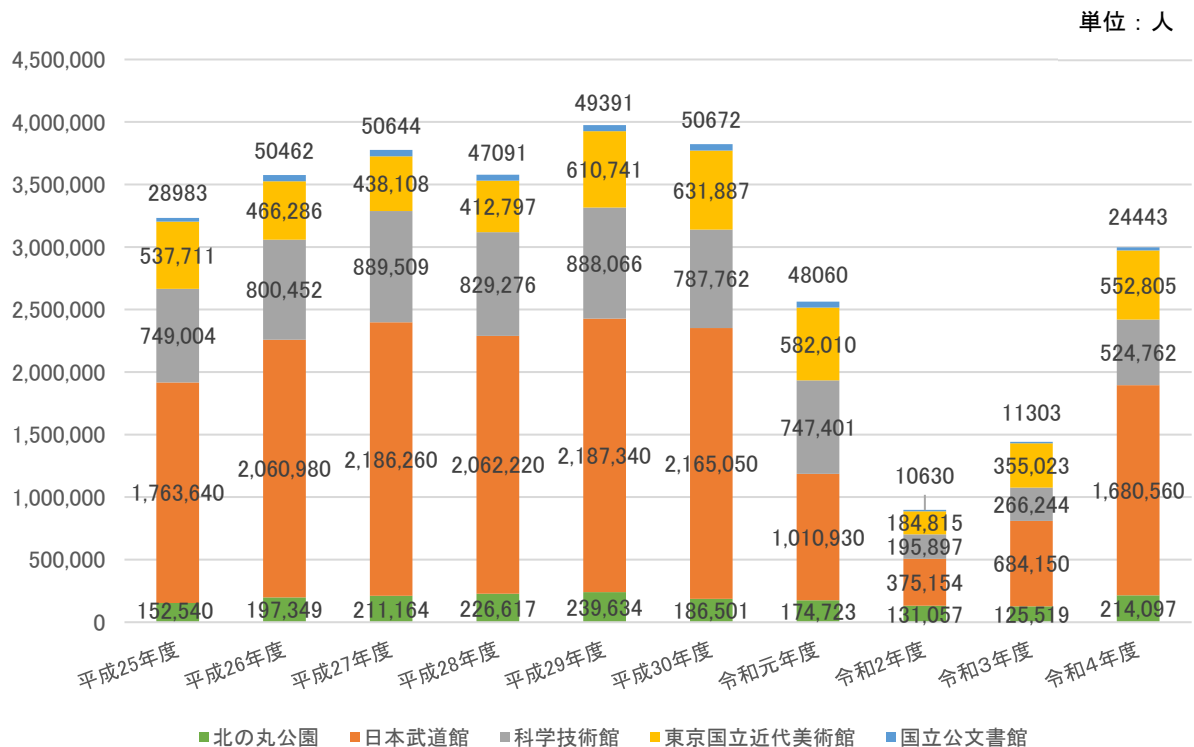


図2：北の丸公園の利用者数の推移

【公園のアクセスの現状】

- 北の丸公園は、北側、東側、南側の3方面から入ることができ、北側（田安門）と東側（清水門）は重要文化財である門が入口となっている。

①北側・東側のアクセス

- 公園北側の九段下駅や靖国神社方面からの利用者の入り口は、田安門（北側）と清水門（東側）である。2つの門は公園の歴史を象徴する重要な文化財であり、清水門の門内には石段（雁木坂）が残っている。
- 北側からの徒歩利用者は九段下駅から田安門を經由して公園に入り、日本武道館へ至る利用者が最も多いが、公園内外の他のスポットへ誘導できていない。日本武道館付近を訪れている利用者を、公園中央部の樹林や清水門、さらに清水門外部の施設へ誘導するための情報提供を行う必要がある。

³ 「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則」（昭和34年厚生省令第13号）。

②南東側のアクセス

- 公園東側の竹橋駅方面からの利用者は、北桔橋門北側交差点部の入口から園内に入る。
- 南東側の入口は、科学技術館等への来館目的の利用が多いことが考えられるが、利用者が公園内部に入った後、より多くの資源にふれるには、中央部の樹林や清水門、日本武道館等へ誘導する仕掛けが必要である。
- 公園入口までの導線となる代官町通り沿いには、東京国立近代美術館や国立公文書館、皇居東御苑の北桔橋門、皇居の乾門等があるが、これらの施設等の利用者を公園内まで誘導できていない。
- 北桔橋門北側交差点は車両によるメインエントランスであり、第3駐車場に向かう公園中央の車両動線となるほか、入り口付近は高速道路が通過しているなど、歩行者にとって快適なエントランスではない。交差点の西側の角に園名表示があるものの、公園内の様子をイメージしづらい。北側、東側の田安門、清水門と比較すると魅力的要素に欠けており、公園の奥へ誘導するための改善が必要である。

③西側のアクセス

- 公園西側の半蔵門駅方面からの利用者は、皇居の乾門北側の入口から園内に入る。入り口付近には北白川宮親王銅像や重要文化財の旧近衛師団司令部庁舎（現東京国立近代美術館分室、旧工芸館）など近代の歴史資源がある。
- 千鳥ヶ淵の公園の外側にある緑道やボート場は、桜の開花期には多くの人で賑わうことから、利用者を公園内までへ誘導する仕掛けにより、賑わいを引き込むことも可能である。過密や混雑が見込まれる場合には、それらを招かないための工夫も必要となる。

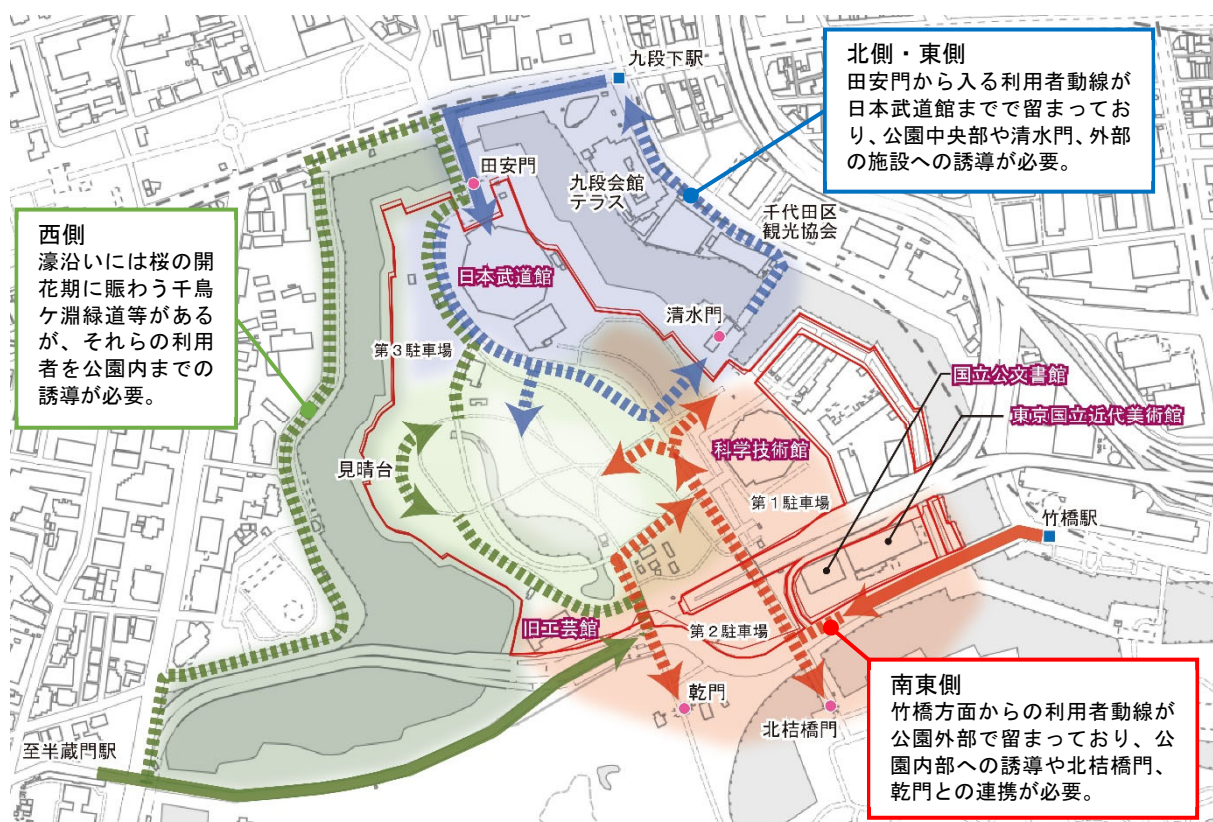


図3：公園アクセスの現状と課題（歩行者）

④駐車場のアクセス

- ・北の丸公園内には、科学技術館南側（第1駐車場）、南東側の公園入口付近（第2駐車場）、武道館西側（第3駐車場）に普通車、大型車（団体バス等）の駐車可能な3つの駐車場が整備されている。
- ・近年の駐車場の利用実態として、公園内の文化施設イベント開催時や花見の時期に限らず、日中の時間帯にほぼ満車となる混雑状況の日が年間で数十日発生している。この背景として、北の丸公園を含む皇居周辺には団体バスに対応可能な駐車場や規模が大きい駐車場が少ないことが挙げられ（皇居外苑の楠木正成像前や鍛冶橋などに限られている）、公園利用者以外の、皇居の一般参観や皇居東御苑等の利用のための駐車スペースとしても貢献している。
- ・3つの駐車場は北側と南東側の公園入口付近に位置しており、特に第3駐車場は普通車300台以上収容可能で園内で最も広い。ただし、駐車場への車両の進入路が公園中央に位置し、公園利用や景観への影響もある。
- ・現在は電気自動車用の充電施設が整備されていない。

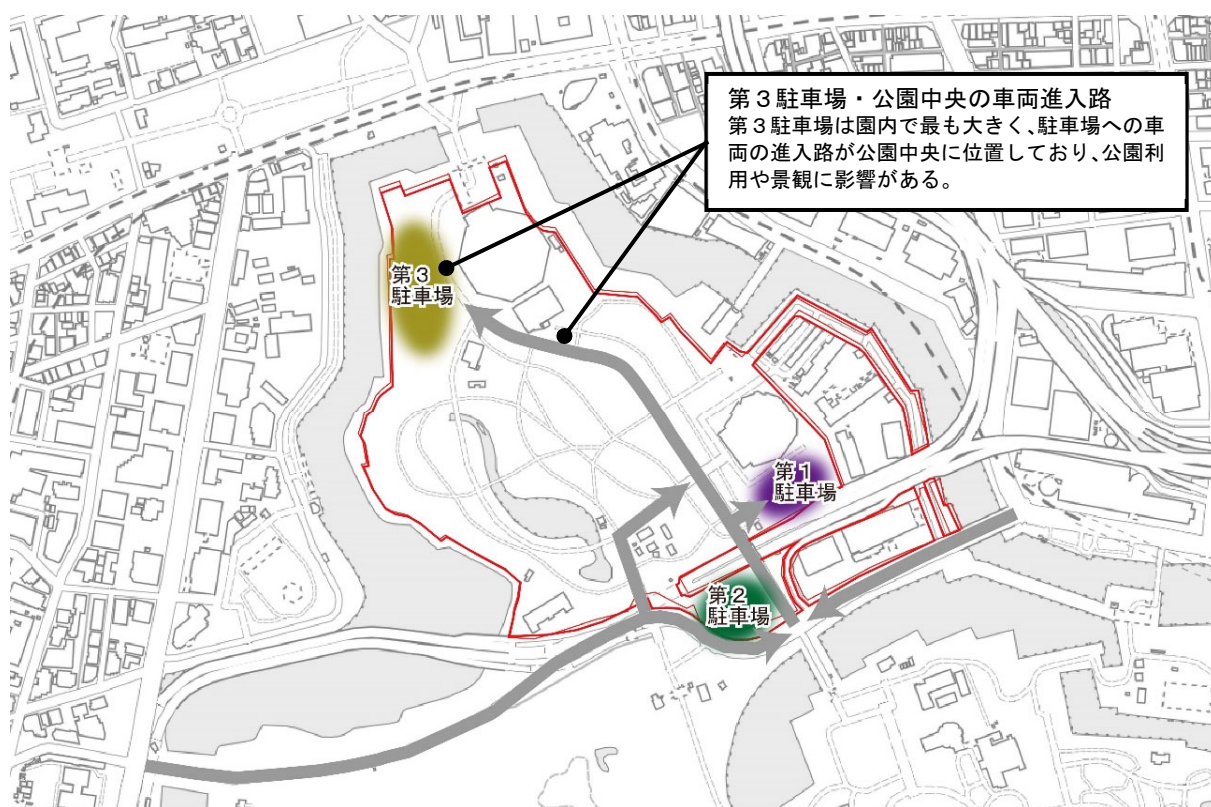


図4：公園アクセスの現状と課題（車両）

【周辺の状況】

- ・北の丸公園を含む皇居一帯は、首都東京の中心部において、濠水や緑に囲まれた憩いの場であるとともに、歴史や文化、芸術、学術にふれる場としての価値も高く、我が国を象徴する空間となっている。また、周辺には行政、立法、司法の中心地区や経済活動や歴史・文化の発信が活発な地区もある。
- ・皇居外苑は、江戸時代には江戸城の一部で、大名の屋敷等が置かれていた場所であり、北の丸公園部分を含めた江戸城の濠、石垣、土塁や門等の遺構が所在する広い範囲が国の特別史跡「江戸

城跡」に指定されている。また、九段下駅周辺には近代の功労者の銅像がある九段坂公園等の歴史や文化に関わる施設、その他、東京駅や丸の内地区等に博物館や美術館があるなど、歴史や文化、芸術に触れ、発信する施設が点在している。

- 北の丸公園を含む皇居外苑、皇居東御苑、日比谷公園、九段坂公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、千鳥ヶ淵公園等は「東京都市計画公園第9・6・6号 中央公園」として計画決定されている（当初決定、昭和32年（1957）。最終変更、令和3年（2021））。
- 竹橋駅から東京駅周辺一帯の大手町・丸の内・有楽町地区（大丸有地区）は、現在、東京都の中心にある国際的なビジネス拠点という立地を活かし、業務・商業地としてだけでなく、来街者が集まる都市観光地としての魅力向上に向けて、大企業を中心とする民間主体と行政とが協調してまちづくりが進められている。
- 半蔵門から霞が関周辺にかけては、国会議事堂や首相官邸などが立地する永田町、各中央省庁の庁舎が所在し日本の首都機能を担っている霞が関、最高裁判所等、行政、立法及び司法の中心地区が広がっている。

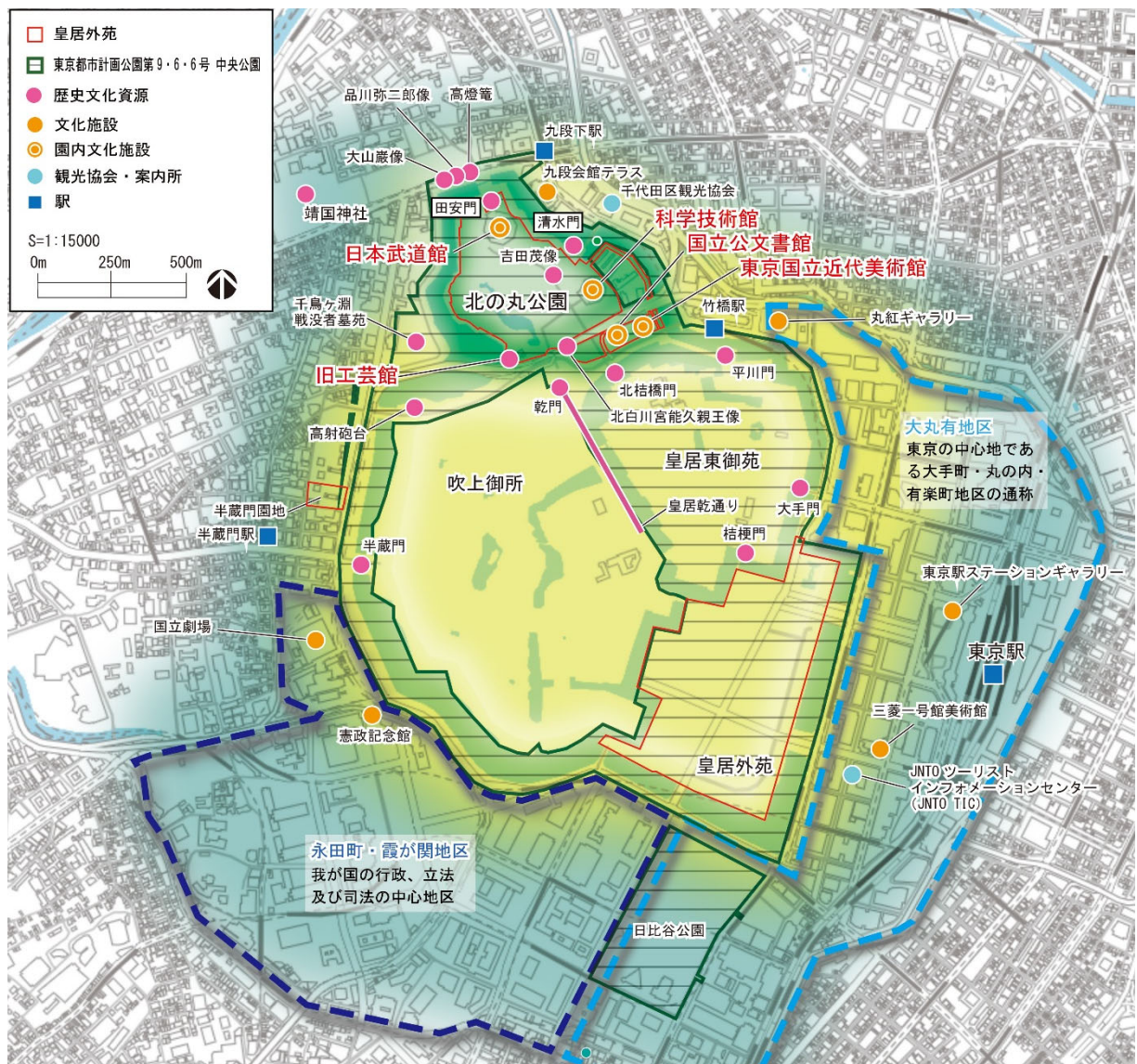


図5：周辺の状況

(2) エリア別の課題

(1) までの課題に加え、エリアに固有の状況や課題もある。分布している資源や考えられる公園利用の特徴に応じて、公園を周辺地域も含めて4つのエリアに区分できる。

①中央部（中央園地）

北の丸公園開園時に創出された樹林、芝生地、池、溪流等の多様な緑地が展開し、休憩所等も整備され森林公園の公園利用の核心部であり、それらの緑地環境を保全し利活用できるエリア。

- ・公園の中心にあり、良好な自然環境を有しながら、その魅力、意義などが十分に発信されてこなかった。
- ・公園内外の周辺と連続する緑地や多様な環境により形成される生物の生息環境は、生物多様性や気候変動への取組み、OECM⁴検討等の新たな要請への対応も考えられる。
- ・施設改修等により利用環境を改善する中で、文化施設における展示や解説とタイアップし、公園の利活用を活性化する取組を展開することが求められる。

②西部（千鳥ヶ淵）

皇居と連続する濠や石垣等の江戸城の遺構や樹林があり、北の丸公園の森林公園としての緑や歴史を印象づける公園外から望む景観上重要なエリアであるとともに、公園内においては、千鳥ヶ淵の水辺や桜の眺望が美しい場所として、その魅力を享受できるエリア。

- ・繁茂している斜面の樹木の剪定、枯損木の除去、修景等が行われておらず、眺望が確保されていない。
- ・公園内の千鳥ヶ淵側の堤塘上の道や柵について、眺望を楽しむ利用者の安全性・利便性が十分に確保されていない。

③北部（九段下）

門や濠、石垣等の江戸城の遺構が残り、北の丸公園の歴史を象徴するエリアであり、日本武道館、九段坂公園等の様々な年代の「文化」に関わる施設が位置し、江戸時代以降の幅広い歴史や文化を発信できるエリア。

- ・日本武道館への来訪者は、北の丸公園の利用の一定数を占め、当該エリアには既に一定の賑わいがある。公園内外も含め、休憩所や情報発信施設が充実していることから、公園内の他のエリアへの回遊・誘導が期待される。
- ・清水門、田安門、牛ヶ淵等の江戸城築城以降の歴史資源に関する情報、魅力が十分に発信されていない。
- ・既に一定の賑わいのあるエリアであることから、静謐や生物生息への配慮を要する他のエリアで制約されている事項の受け皿となる可能性も考えられる。

④南東部（代官町通）

文化施設（科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館）が位置し施設の活動の活性化等により、首都東京から最先端の科学、文化、芸術等を国内外に発信できるエリア。

- ・公園北部とくらべると飲食可能な休憩所などが少なく、公園利用に関連する情報発信拠点なども少ない。

4 保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（Other Effective area-based Conservation Measures）。「民間の所有地等」を環境省が「自然共生サイト」として認定する制度が2023年度（令和5年）から開始。「2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30）」に寄与する。

- ・皇居、皇居東御苑に近接しながら連携が十分ではない。北桔橋門や皇居乾通り一般公開からの来訪者に北の丸公園もあわせて利用してもらうための誘導、仕掛けが必要。
- ・近年、周辺では外国人観光客が増える中、特に東京駅方面から濠沿いに北上する大きな流れがあり、当該エリアはこの流れを引き込める可能性がある。文化施設も配置され、大丸有地区など商業地域と近接していながら人材、リソースの活用などの連携が十分でない。両地域の魅力の相乗効果を発揮するための連携を模索することがのぞましい。

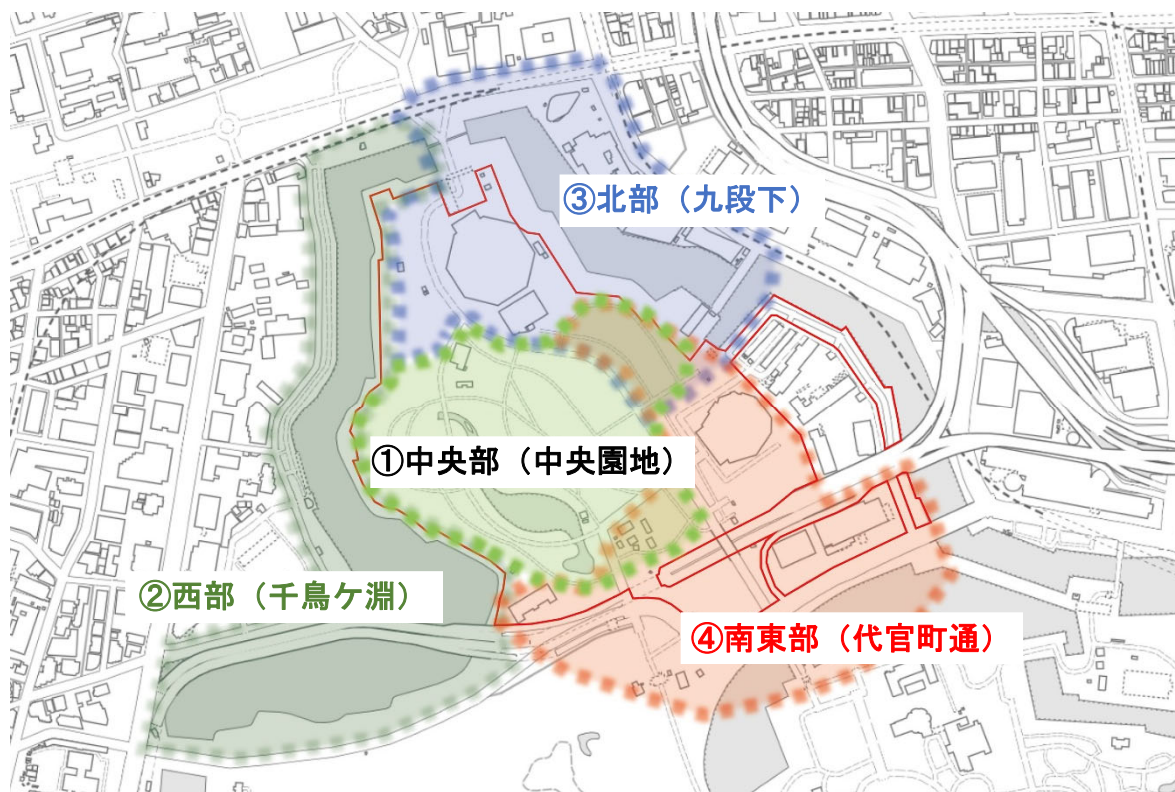


図6：北の丸公園のエリア区分

エリア区分が重複する地区（2カ所）について

（1）①と④

（環境省）北の丸分室（事務所）のある地区。中央園地（①）の管理運営を行う主体であり、文化施設との連絡・調整や情報発信等の機能を担う。

（2）①、③及び④

武道館と科学技術館の間にあり、中央園路（車道）の北東側にあたる、花木園を中心とする地区。中央の広葉樹林と外縁の常緑樹林との接続に配慮しながら、行事・イベントの候補地とするなど有効活用が考えられる。

2 北の丸公園の利用の在り方

(1) 利用の方向等に関する検討経緯

- ・皇居外苑は、「旧皇室苑地の運営に関する閣議決定（昭和 22 年（1947）12 月 27 日）に基づき、平和的文化国家の象徴として「慰楽、保健、教養等国民福祉のため」確保し、戦前の皇室苑地であった宮城外苑を公開するものとされた。
- ・「皇居外苑の使用許可に関する閣議了解」（昭和 27 年（1952）3 月 11 日）においては、「皇居外苑の性格」として、「その特殊の性格にふさわしい美観と静穏とを保ちうる方法により広く国民一般の休息、散策、観光に供する」ものと規定。
- ・さらに「北の丸公園」については、「皇居周辺北の丸地区の整備に関する閣議決定」（昭和 38 年（1963）5 月 21 日）において、皇居外苑の一部に含め、森林公園として整備するものとされた。
- ・当初の北の丸公園の基本的構想においては、「皇居並びにその周辺の景観と連繋を図り、清楚かつ品位ある樹木の多い公園とする」ことを目指していたものとされていた。
- ・その後、昭和 57 年（1982）10 月、「皇居外苑北の丸公園植栽整備計画」が策定され、開園の原点に立ち返る大規模な植栽整備が行われた。
この背景としては、各種施設の建設要望があったことや運動公園的な利用がなされていたことから、昭和 50 年代には森林公園にふさわしい在り方とはいいい難い状況であったことがあげられていた。

参考：「皇居外苑北の丸公園植栽整備計画」（抜粋、昭和 57 年（1982））

〈基本方針〉

- ・皇居、皇居外苑、千鳥ヶ淵等皇居を中心とした周辺緑地との一体性、連続性のある森林を育成する。
- ・清楚でかつ品位を保ちつつ、明るく親しみやすい空間を創出する。
- ・自然に触れ、自然に学び、静かに憩うことのできる場を確保する。
- ・蝶やトンボが舞い、野鳥のさえずる自然性豊かな環境を創造する。

〈整備方針〉

- ・外周部は皇居と同様の照葉樹林とし、利用の中心となる中央部は、武蔵野の二次林の形成がはかられるよう落葉樹を主体とする植栽を行う。
- ・現況の植生や施設整備状況により地区区分を行い、地区毎の取扱方針を定め、これに応じた多様性のある整備を行う。

- ・平成 20 年（2008）には、北の丸公園の管理基本方針が策定。苑内施設利用に左右される現状に対し、公園としての自立性を強めること、そのための魅力づくりなどが課題としてあげられていた。
- ・平成 25 年（2013）、千鳥ヶ淵エリアについて策定された「環境再生プラン」においても、北の丸公園の課題と今後の方向性が検討され、「我が国の象徴としての皇居の森と一体化した森と水といきものの空間」として、「皇居内に見られるような常緑広葉樹林、雑木林、明るい草地などの多様な緑地が広がり、豊かな生物の生息場所となり、皇居の森との一体性が感じられる場所となる」ことを目標像として提示していた。

- ・令和2年（2020）、「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会」が設置され、近年の経済のグローバル化、インバウンドの推進、デジタル社会の進展等社会状況の変化に応じた、利用の在り方が改めて検討された。

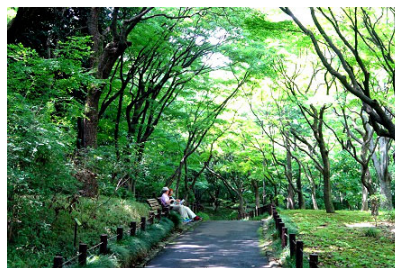
懇談会において、北の丸公園については、その成り立ちや性格が、皇居の東側に位置する正門前
一帯の空間とは異なるため範囲から外されたものの、「森林公園として開園した北の丸公園は、皇居
を中心とした緑地の中でもっとも豊かな自然にふれあえる場所である。」など、今後の利活用検討
に資する視点などが提起されている。

（２）森林公園の考え方

今後も、公園造営時の思想とされていた「清楚かつ品位ある樹木の多い公園」を基本とし、豊かな
自然と歴史が織りなす「森林公園」において、多くの利用者が、休憩、散策、学び等を享受すること
が期待される。



適度に手入れされた芝生で休憩（イ
メージ）



木漏れ日が降りそぐ雑木林を散
策（イメージ）



身近な自然の中で江戸城などの歴
史を学ぶ（イメージ）

（写真出典：国民公園協会 HP）

（皇居の森からつながる緑地空間）

北の丸公園ではモニタリング調査と、その結果を踏まえた植生の維持管理が継続されており、近隣・
周辺の公園・緑地との連続性にも配慮してきたところ、皇居の吹上御苑や東御苑にも見られるような
常緑広葉樹林、雑木林、草地などの多様な緑地が広がっている。今後も、皇居の森との一体性、連続
性を感じられるような空間形成を継続していく。

（都市における貴重な生物の生息地）

北の丸公園では園内の中央の樹林を配しているほか、水辺や草地など多様な自然環境を公園全体に
パッチ上に分布させ、多くの生物の生息地を形成してきた。タヌキやホタルなど、皇居の象徴的な生
物も観察できるなど、生物相においても皇居の森と共通し、園内の生物多様性を向上させることが、
皇居及びその周辺との一体性の確保、及び、生物の移動が可能なネットワークの形成に貢献していく。

既に自然観察の場として公園内外の多くのセクターに利用されているが、地域の生物多様性保全活
動のモデルや人と自然の関わりを考える OECM サイト等、森林公園の価値のさらなる向上を目指す。

（歴史的資源と自然景観を兼ね備えた学びの場）

歴史的資源の保存と継承、自然環境を活かした生物多様性の向上、等を同時に実現できる場所であ
り、近隣の住民、周辺のオフィス等の就労者、文化施設の来訪者等、多様な層の人々が、園内を巡り、
歴史的資源や自然環境を見て、触れて、体感できる「学びの場」としての積極的な活用を図る。

(3) 利用の基本方向

皇居外苑の中で、広大な芝生とクロマツ林などの象徴的な景観を有する「皇居の東側に位置する正門前帯の空間」に対して、北の丸公園は、「樹林を主体とした景観」、「多くの歴史的資源」、「多様な文化施設の配置」など、独自の魅力、特異性を有している。

今後の方向として、開園当時の構想等も踏まえつつ、森林公園としての機能や多様な文化施設の存在を活かし、憩いの場、学びの場として、広く一般国民に供されるのみならず、外国人観光客も含め、様々な人々が利用すること、が期待される。(基本方向1)

また、開園当時、オリンピック等のプロジェクトを背景に文化施設等が配置された経緯等も踏まえ、今後も、科学、文化、芸術などを国内外に発信する日本の中心地として、他の博物館、美術館とも広域的、機能的に連携し、日本の魅力発信に貢献すること、がのぞましい。(基本方向2)

文化施設が配置されたことにより、政府の各府省だけでなく多様な主体が関わるエリアであり、また、皇居前広場地区に比べ、利用目的、利用者層も異なっている。

文化施設の利用者や、皇居等周辺を見学する外国人観光客など、国内外からの来訪者は周辺の他の施設も含めた周遊利用も多く、周辺との相互連携による観光全体への貢献も期待される(基本方向3)。

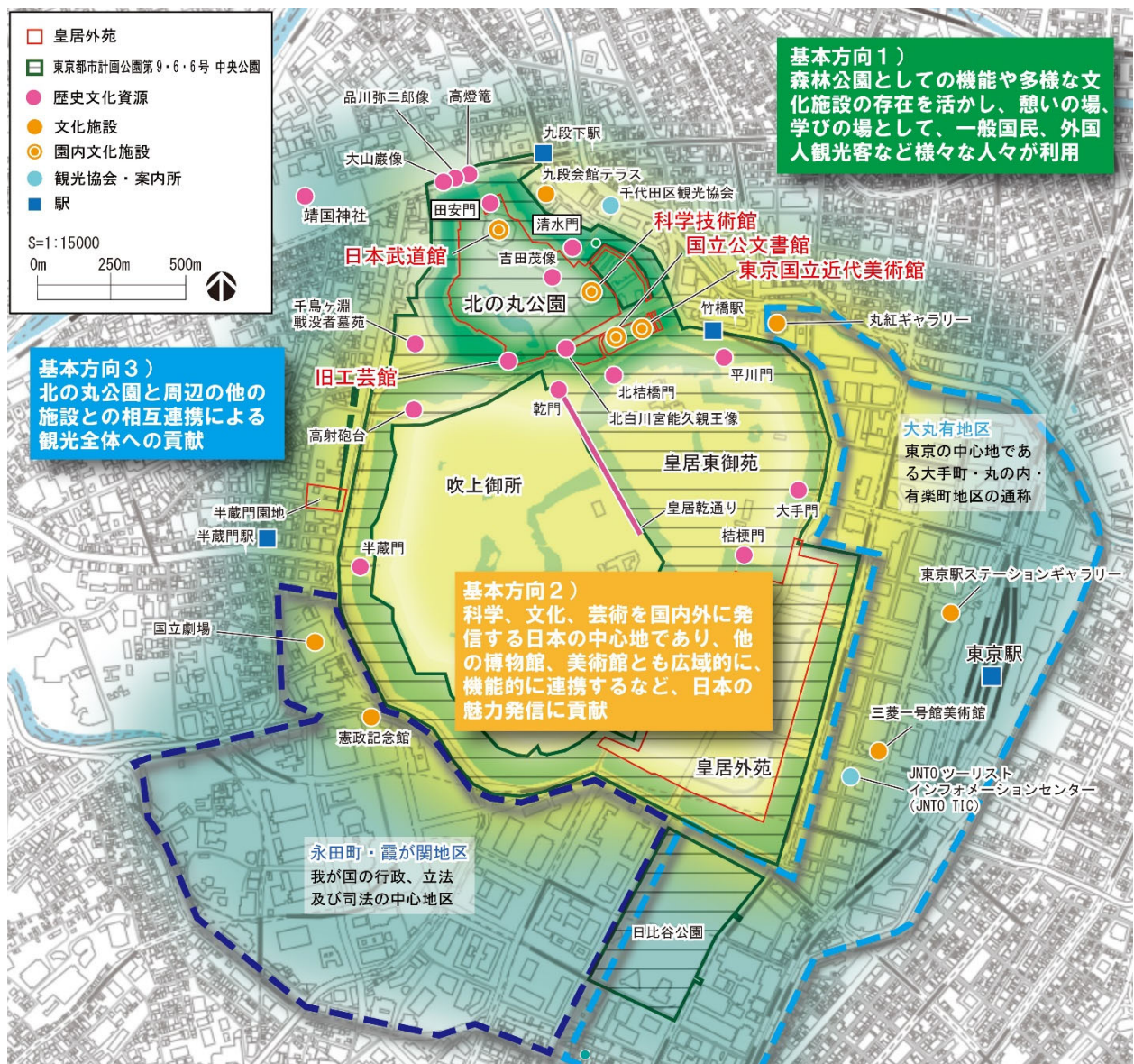


図7：北の丸公園の利用の基本方向

(4) 公園全体の利用の在り方

上述のような経緯を経て、現在の北の丸公園には都心において貴重な、自然とふれあえる空間が形成されてきた。

① (休憩、休息の場としての森林公園)

公園の中で利用の中心は、中央部の樹林と、西部(千鳥ヶ淵)外縁の常緑樹林に囲まれた、芝生広場であり、公園内の文化施設への来訪者や、公園外からの観光客等の来訪者、地域住民、周辺オフィス街に勤務する人々など、多様な利用者にとっての休息、休憩の場である。

② (自然と親しむフィールド)

これまでの整備の中で、中央部の樹林をはじめ、周辺には草地、水辺など多様な自然環境をパッチ上に配置してきた結果、これらの多様な自然環境は動植物の生息地となり、皇居の吹上御苑・東御苑や公園外の周辺の緑地とも連続する、地域の生物多様性保全上、重要な場所となっている。

今後も、生物相のモニタリング調査や外来生物対策等の保全管理を継続しながら、ガイド等による案内解説などの活動や多様な利用者層に対する情報発信を通じ、自然と親しむフィールドとしての機能充実が期待される。

③ (歴史文化的景観との一体性)

江戸城址北部の濠と石垣に囲まれた北の丸公園には、田安門、清水門など風格と尊厳のある門をエントランスに配し、旧近衛師団司令部庁舎など近代的な建築など多くの資源にも恵まれている。文化財の修復・保全に配慮しながら、自然環境だけでなく文化的景観もあわせて享受できる空間形成がのぞまれる。

④ (文化施設)

公園内には、これまで閣議了解による文化施設が複数配置されてきたが、国民公園において、このような施設が複数配置されていることは特異である。科学、芸術、文化等に関する国内外への発信拠点として役割を担う各施設においては、一般国民、外国人観光客など様々な人々の利用に供するとともに、公園の運営との連携強化を通じ森林公園の利活用促進への貢献が期待される。

⑤ (周辺との連携)

公園に隣接する皇居東御苑を見学する外国人観光客もコロナ収束後、徐々に回復傾向にある。公園周辺には東京駅、大丸有など商業地域等もあり、交通アクセスにも恵まれていることから、公園内外の施設や周辺地域との連携促進・リソースの活用等によって、公園利用者に質の高いサービスが提供され、公園に適度な賑わいを創出することが期待される。



(参考：千代田区と(一財)モバイルスマートタウン推進財団による「インバウンド観光推進に関するパートナーシップ協定」)

⑥（行事・イベントの充実）

皇居外苑の中で北の丸公園には文化施設が配置され、学校生徒を対象とした春秋の遠足、夏休みのイベントや、卒業式・入学式なども行われているところ、屋外での行事等の実施要請もある。北の丸公園を含む皇居外苑においては閣議了解（昭和 27 年（1952））等により行事・イベント等について制約的に取り扱ってきたところ、当時の状況からの変化にも照らし、また、静謐の維持や生物の生息等に配慮しながら、実証試験等を踏まえながら国民公園にふさわしいイベント・行事についてのルールづくりを進めていく必要がある。

⑦（インバウンド対応）

広く一般国民の利用に供される公園として創設された国民公園は、観光にも供するものとして外国人受け入れ環境の整備等も行ってきたところ、かつてない数の外国人観光客を迎えておりインバウンド対応は喫緊の課題である。公園施設における多言語化や、文化財、歴史資源などの日本の文化等の外国人への理解のためのツールの整備などを通じ、文化施設の活動とも連携し、公園の魅力を外国人にも伝えていく取組みが期待される。

⑧（学校教育等の利用）

現状で、学校遠足など団体利用や、文化施設への来訪者に自然観察、環境教育プログラムのフィールドを提供する学びの場となっており、今後もこどもたちも安心して安全に利用できる空間を創出するべきである。



⑧こどもの利用の促進の取組み
（イメージ）
（こどもファスト・トラックの導入）

写真：環境省 新宿御苑管理事務所撮影



⑨災害を想定した施設整備（イメージ）
（かまどベンチ）

写真：環境省 千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所撮影

⑨（災害時の避難場所等、地域のニーズに応じた利用）

昼間の人口が 1 0 0 万人を超える皇居外苑周辺一帯において、北の丸公園を含む皇居外苑は、災害時の避難場所（ヘリポートの発着地等）としての機能、役割が割り当てられているなど、平常時とは異なる利用についても想定しておく必要があり、施設の整備や運営などの局面でも、常に防災意識の高揚に努めるなど、公益に資する取組みが期待される。

⑩（賑わい創出に伴うマイナスの影響への対応）

公園内で実施されるイベントについては、特別使用許可の可否にかかわらず、国民公園にふさわしいものであるべきであり、場所の性格から静謐への配慮が求められ、基本的に屋外での大音響のイベント等は実施すべきではない。

実施目的に照らし公益性を考慮するだけでなく、生物等への配慮の観点から、夜間のイルミネーション等も抑制的に扱うべきであり、質の高いサービス提供等により賑わい創出が見込まれるものの、利用者増に対しては巡視の強化、地元・警察等との協力などを通じ、マイナスの影響軽

減に努める必要がある。

イベント・行事については、各施設で見込まれるイベント予定やその参加者数等の情報を共有するなどこれまで以上に関係機関の連携強化が必要となる。

(5) エリアごとの利活用の方向

各エリアにおいて、保全すべき対象や利用の促進を図るべきエリアは異なり、エリアの特性に応じた「保全と利用の好循環」が期待される。

エリア①、及び②は、静謐や生物生息に配慮しながら自然に親しむエリアであり、③及び④は、文化施設を中心に一定の賑わいを享受するエリアとして区分できる。ただし、③及び④において、公園の外縁部に所在する樹林を考慮する必要があるなど、具体的な活動、整備等に際しては、現場の状況等に応じた配慮が求められる。

① 中央部（中央園地）

- ・中央のケヤキを主とする落葉樹林と芝生広場は公園の核心部であり、特に静謐の維持、生物の生息に配慮。団体利用においては芝生の劣化等に注意が必要。
- ・生物相調査モニタリングの継続、外来生物対策等を継続し、より質の高い保全管理を行いながら、公園利用にも資する OECM 空間を目指す。

② 西部（千鳥ヶ淵）

- ・堤上の樹林（中央部の落葉樹林とは異なる、常緑樹を主体とする樹林、公園外の遠方からの眺望に配慮）や濠など、水辺と緑が織りなす景観を享受。
- ・行事・イベントについて、樹林等緑地においては抑制的に扱うが、利用動線上にある、③エリアの活用等も検討。春の観桜期等については、公園外（周辺）の関係機関とも連携・協力し、利用者の動向をみながら、適切に誘導。③のエリアとも連携・協力。

③北部（九段下）

- ・引き続き、九段下エリアの各施設と連携しながら、歴史文化を学び、現代文化を楽しめるエリア
- ・休憩施設での情報発信を強化し、公園全体の活性化に寄与。
- ・武道館等の行事予定とも調整しながら第3駐車場とその周辺における臨時的な施設の利用検討

③ 南部（代官町通）

- ・公園の利用等への貢献、リニューアル等の機会をとらえ公園運営との一体化を模索。
- ・文化施設には、周辺（公園外）所在の企業等との民間との連携模索を期待。
- ・皇居（一般参観、東御苑）等との連続性、つながり強化、動線の工夫、エントランスの改善

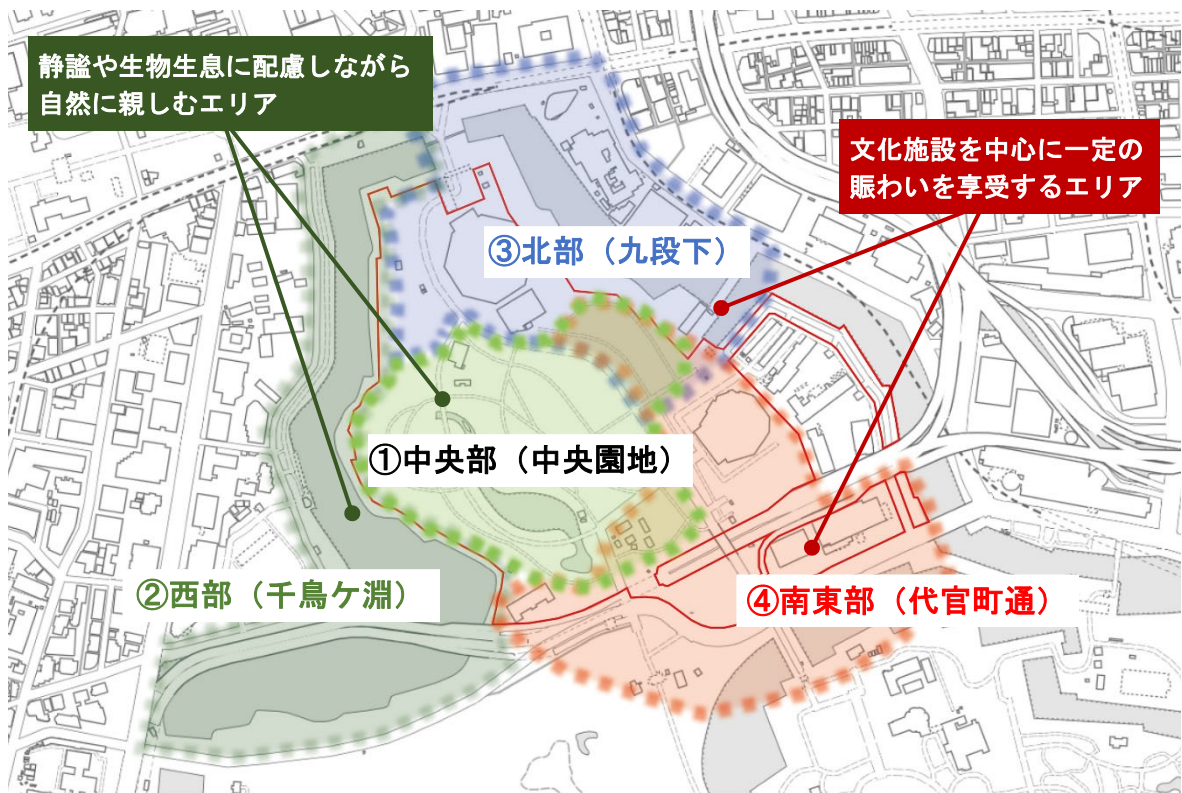


図 8 : 北の丸公園のエリア区分 (再掲)

3 北の丸公園の利活用の考え方

これまで公園の利用目的は、一部の文化施設のイベント利用が大半を占め、公園のポテンシャルを活かしたイベントの実施や公園の魅力を伝える案内情報は乏しかった。今後は、公園のポテンシャルを活かしたイベントの実施や案内サービスの提供、情報の発信等により公園の魅力を伝え、来訪者の満足度を高めることを目指し、利活用を推進すべきである。

利活用の活性化に際しては、静謐な空間の維持に留意しつつ、各施設やエリアごとの特性を十分に考慮する。

なお、施設の整備やイベントの実施に際して環境への負荷の少ない素材を使用するなど、あらゆる局面において地球環境保全に資する積極的なアクションが望まれる。

(1) 利活用の活性化

①ポテンシャルを活かしたイベント等の実施

公園のポテンシャルの活用の観点からは、都心のアクセス良好な立地にある森林公園として、季節ごとに変化する自然の豊かさに触れ、学ぶ機会を提供する観察・体験イベント等環境教育の場としての企画の充実などが考えられる。

(静謐の維持)

北の丸公園含む皇居外苑でのイベントについては、閣議決定等により皇室行事等に限定されてきた。これまで屋外での行事・イベントを抑制的に扱ってきたことにより、静謐が保持され、大きな問題が生じなかったという面もあり、実際に相談案件の中には、音響機器等を用いて大きな音を発する行事など静謐への配慮が欠けている事案もある。

公園の魅力創出という観点から、一定の公益性も認められ、モデル的な実証事業を丁寧に進めながら、段階的・部分的に緩和していくことが望ましい。

(エリアごとの方向性)

静謐の維持や生物の生息地への配慮という点から、エリア①及び②を中心に、屋外での大音響のイベントや夜間のイルミネーション等は抑制的に扱うべきである。

③及び④のエリアには文化施設もあることから可能な施設内での実施も検討されるべきであり、公園外の周辺との連携も考えられる。(例えば、生物多様性保全に資する活動や、非常災害時の帰宅困難者を想定した防災訓練を、周辺の協力を得て実施する、など)

(時期に応じた対応)

一方、各施設が行事等を実施するような、利用者の多い時には、飲食提供などの需要もある。これらは公園利用者への利便性の向上に資するものであり、公園内の支障の少ない場所を、一定

のルール化で開放することなども考えられる。なお、収益を伴う事業を導入する場合には料金の徴収方法など、国有財産使用に関し公益との整理が必要となることもある。



観察・体験イベント等の環境教育
(イメージ)



飲食提供(イメージ)

(写真出典:国民公園協会 HP)

春の桜の開花時期に千鳥ヶ淵緑道が混雑するなど、公園の利用は周辺の影響を受けるが、周辺観光等の来訪者が北の丸公園の魅力を知るきっかけになることも期待でき、過密や混雑を避けながら、周辺の賑わいを適切に引き込み、年間を通して平準化を図る取組みがのぞまれる。

②公園内外との連携促進、リソースの活用

(情報発信の重要性)

これまで公園内の施設間連携は乏しく、公園外の周辺との連携も必ずしも十分ではなかったが、今後は、公園に所在する文化施設や関係機関がのぞましい利用のあり方について認識を共有し、標識・案内板などハード施設や、パンフレットなどの紙媒体、イベントや案内サービス、WEB 上など要所において、各々の役割を踏まえて来訪者に対して公園全体の魅力を発信することなどが考えられる。公園内の文化施設の協力を得ながら、連絡調整や拠点としての役割を担う環境省の北の丸分室の機能強化が望まれる。

(公園内外の連携促進)

また、共通テーマを模索し、効果的で意味のある連携が推進されるべきであり、継続性等を考慮すれば、公園内に閉じるのではなく、公園の豊かな自然や魅力向上、その発信を担う研究機関や環境教育活動等に関わる人材リソース等を公園外から受け入れるしくみを構築し、積極的に働きかけることが期待される。

(好立地を活かした利用)

さらに、周辺は環境への関心の高い企業が集積し、国際会議等海外からの来訪者も多い立地を活かし、都心部の生物多様性保全拠点としても機能する北の丸公園の価値をアピールし、MICE 利用の受け入れや民間投資を促すことも考えられる。

④ 官民連携、協働のための枠組み構築

公園の運営や施設整備、維持管理について、相互に情報を共有し、各施設の管理運営に活かしていけるような枠組みづくりが重要である。

北の丸公園は国有地に立地した国民公園でありながら、官民の多様な文化施設を配置し、多様な利用者層の利用に供してきた。各地の都市部の緑地公園において導入が進められているパーク PFI の優良事例なども採り入れながら、利用者の満足度向上に資する取組みが検討されるべきであり、公園の管理主体である環境省事務所（北の丸分室）や文化施設の運営団体を含む関係者が継続的に連携するための枠組みの構築が必要。

さらに、公園の運営に関連する公園外の施設や、学校、活動団体など幅広いセクターがより積極的に参画でき、持続的に運営されるべきであり、複数の文化施設が有するネットワークも活用しながら、北の丸公園の魅力発信や利用促進について周辺地域とも連携した事業展開につなげるものとすべき。

(2) 施設の整備・配置

公園内には、これまで閣議了解による文化施設が配置されてきたが、公園開設後 50 年以上経過し、各施設においては、展示その他の機能に関する社会情勢、ニーズに応じた変更や、老朽化、耐震等対応のための建替、改修等、様々な対応が求められてきている。

今後も各施設は科学、文化等の発信拠点として、一般国民、外国人観光客など様々な人々の利用に供するとともに、森林公園全体の利活用の促進に貢献すべきである。公園内に配置されるのは、今後も、国民公園にふさわしい、広く一般利用に供する公益性の高い文化施設、及び森林公園の利用、運営、維持管理に資する施設であるべき。

①公園の基幹施設に関する留意点

公園の基幹施設については、利用動線を考慮の上、現状の配置を見直し、老朽化した既存施設を改修するなど、利用者の快適性、安全性を確保する。

年齢や国籍、障害の有無に関わらず様々な利用者にとって利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに基づき、公園の景観としてふさわしい整備を行う。

森林公園の開園時に創出され、周辺を取り囲む濠と一体となった緑や自然環境を形成している樹林については、皇居と一体となった公園の外からの樹林景観を維持し、動植物の生息環境や公園利用に適した樹林環境を考慮した植生管理、必要な樹林や水環境の整備を実施する。眺望に悪影響を及ぼしている樹木については適切に剪定し、枯損木や危険木の除去により利用者の安全確保に努めるなど、丁寧に修景・手入れを行う。

公園入口

- ・公園南側（北桔橋門口等）については、公園の隣接地を所管する関係機関等との調整により、竹橋駅方面や東御苑からの来園者を導き、森林公園にふさわしい景観を創出できるよう、魅力向上に資する根本的な改善を検討する。
- ・田安門と清水門については、北の丸公園の歴史を象徴する文化財として、保存・修復により維持・継承に努めながら、歴史的経緯や文化財としての価値の発信に積極的な努める。
- 特に清水門については、安全利用の観点からの取扱いを検討する。

駐車場、園路等

- ・各施設のイベント、学校行事など団体利用や観光バスなどの需要に応える駐車スペースを確保しつつ、非常災害時のヘリコプターの緊急離着陸や避難場所の利用、災害時の動線確保も想定し、都心部における貴重なオープンスペースとして機能を発揮させる。
- ・森林公園の公園利用や景観にふさわしい駐車場や公園中央の車両動線の在り方について、長期的に、施設の利用や必要とされる規模等を考慮し検討していく。

標識・案内板

- ・園内外の適切な誘導や情報提供を行うために、園内利用や景観に配慮しつつ、標識、案内板など配置や表示を利用者目線でわかりやすい内容にするよう検討する。
- ・表示内容については、外国人利用者を考慮した多言語化を進める。

休憩所、ベンチ等

- ・公園の主目的である休憩、休養のための施設として、公園全体にベンチを適切に配置するほか、

文化施設の配置されているエリアである北部や南東部には飲食可能な休憩所を充実させて、公園や施設利用者へのサービスを向上させる。

照明施設

- ・北の丸公園は夜間閉鎖を行っていないが、基本的に夜間の利用を想定していないことから、この点についての情報発信時等に留意するとともに、動植物の生息環境への配慮等、エリアごとの特性に応じて必要な照度を最小限に抑える。

②文化施設等に関する留意点

公園利用への貢献

- ・各施設の展示や掲示板等において公園の歴史や自然に関する情報を紹介したり、公園内の他の文化施設の情報を相互に提供することなど、公園の利用の活性化に資する取組みが歓迎される。
- ・公園全体及び各エリアの課題に応じ、施設利用者のみならず公園利用に供する休憩所、売店、飲食店等の施設、スペースの充実等が期待される。休憩所や売店の態様等によっては国有財産の使用等に関し調整を行う。

施設の建替・改修等に際して

- ・建築物の建替え等に際しては、都市計画等の諸規制の調整を行う。
- ・各施設における収益事業については、国有財産の取扱い等に留意しつつ、施設運営に必要なものの、施設利用者及び公園利用者の利便性の向上に資するものとし、都市計画等の諸規制とも調和のとれたものとする。
- ・各施設が公園内に設置された経緯等も踏まえつつ、公園外の他の施設との機能分担に係る比較考量等が模索されることがのぞましい。撤去跡地等が生じる場合には森林公園の利用活性化のために有効活用されることがのぞましい。

景観や自然環境への配慮

- ・公園内外の周辺からの眺望や、既存建物、周辺の高木等の高さに配慮する。
(参考：千代田区まちづくりプランでは、清水濠から武道館方向の眺望等に配慮が必要)
- ・生物多様性保全上も重要なエリアである中央部（中央園地）や西部（千鳥ヶ淵）では大規模な土地の改変を避けるなど、森林公園の中核となる自然環境の保全・創出に努める。
- ・既存の文化施設等が、既存敷地以外の場所を使用する場合には国有地における使用許可等の調整を行う。

さらに上記の他、各施設について下記の点に留意が必要と考えられる。

科学技術館

- ・今後の改修・再整備に際し、日本の文化、科学技術の発信機能強化

東京国立近代美術館分室（旧工芸館）

- ・重要文化財建造物として保存するとともに、一般利用や公園利用に供する公開等の利活用の方法を検討

国立公文書館

- ・新館建設後の北の丸での一般利用や公園利用に供する利活用の検討